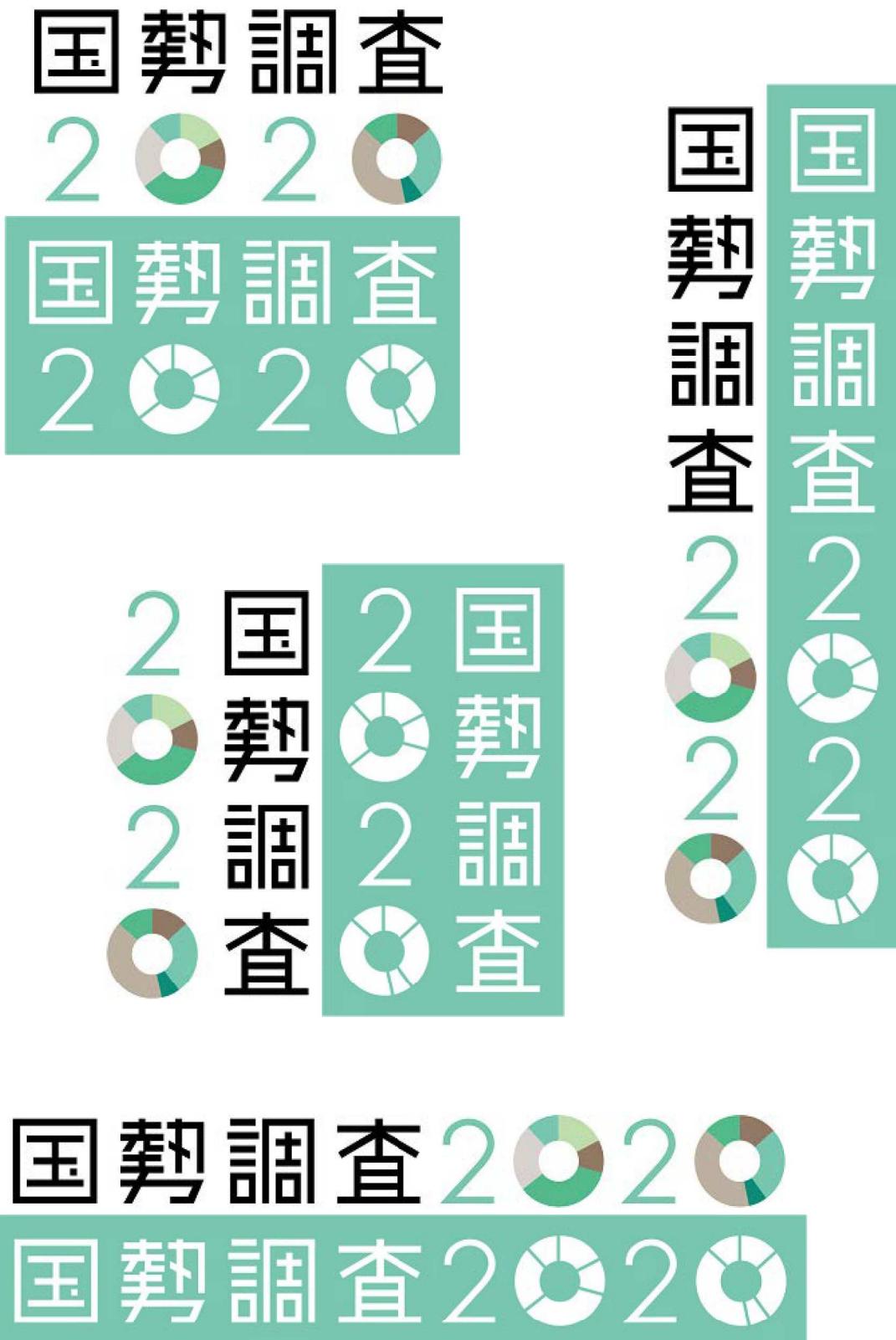


調査名デザイン及び国勢調査 100 年記念ロゴマークについて

1 調査名デザイン



## 2 国勢調査 100 年記念ロゴマーク

### ○ 経緯

令和 2 年国勢調査は、大正 9 年の調査開始から 100 年を迎える節目の調査となるため、国勢調査 100 年記念ロゴマークを作成した。

### ○ ロゴデザイン



### ○ デザインの解説

このデザインは樹齢 100 年のケヤキの木をモチーフに、国勢調査の実りを表現している。ケヤキは樹齢 1500 年にも達する樹木であり、これからも連綿と続く日本の未来を表している。また国勢調査の文字柱はビルのモチーフであり、ケヤキ(日本)を支えるシステム(総務省を始めとする関係者)を表現している。

## 統計局イメージキャラクターの使用基準及び外部使用に関する規程

令和元年 11 月 11 日

統計局長決定

総務省統計局では、総務省統計局ブランド戦略方針（平成 31 年 3 月 26 日）に基づき、「センサスくん」及び「みらいちゃん」を統計局イメージキャラクターとし、統計局の広報や統計局が実施する統計調査（以下「統計調査」という。）の普及・啓発のためのキャラクターとして活用している。

今後、更なる活用を推進するため、統計局イメージキャラクターの使用基準及び外部使用に関する規程を定める。

### （趣旨）

第1条 本規程は、統計局イメージキャラクターの「センサスくん」及び「みらいちゃん」（以下「統計局イメージキャラクター」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （統計局イメージキャラクターのデザイン）

第2条 統計局イメージキャラクターのデザインは、別紙に掲げるとおりとする。

### （統計局イメージキャラクターを使用できる者）

第3条 統計局イメージキャラクターは、統計局のほか、次に掲げる者が、統計局の広報又は統計調査の普及・啓発を目的とする自らの業務のために使用することができる。

- 一 統計研究研修所
  - 二 独立行政法人統計センター
  - 三 地方公共団体
  - 四 その他統計局長が特に認めた者
- 2 前項以外の者は、次に掲げる場合に限り、統計局イメージキャラクターを使用することができる。
- 一 前項に掲げる者からの委託を受けて実施する事業等において製作する資料や物品等に表示する場合
  - 二 新聞、テレビ、雑誌等の報道関係機関が報道目的に使用する場合
- 3 統計局、第1項各号に掲げる者及び前項各号に掲げる場合に使用する者は、統計局イメージキャラクターを無償で使用することができる。

### （使用の管理等）

第4条 統計局長は、統計局イメージキャラクターの使用者に対し、使用状況について報告

を求める、又は統計局イメージキャラクターを使用した資料や物品等の提出を求めることができる。

(統計局イメージキャラクター使用に当たっての禁止事項)

第5条 統計局イメージキャラクターの使用に当たり、以下に掲げる事項を禁止する。

- 一 統計局の広報又は統計調査の普及・啓発以外の目的に使用すること。
  - 二 変形並びに縦横比率及び色の改変をして使用すること。ただし、縦横比率を固定し、大きさを変更して使用することはできる。
  - 三 法令や公序良俗に反すると認められる方法で使用すること。
  - 四 前各号に掲げるもののほか、統計局の広報、統計調査の普及・啓発の目的に反し、又は品位が損なわれるおそれがあると認められるような方法で使用すること。
- 2 使用者が前項の規定に違反した場合、又は違反している疑いがある場合、統計局長は、使用者に対し是正の指示を行うことができる。
  - 3 使用者が前条に規定する求め又は前項に規定する指示に応じない場合、統計局長は、使用者に対し、統計局イメージキャラクターの使用を認めないものとする。

(統計局イメージキャラクターに関する権利)

第6条 統計局イメージキャラクターに関する著作権（財産権）は、総務省に帰属する。

(苦情等の処理)

第7条 第3条第1項各号に掲げる者及び同条第2項第二号に掲げる場合に使用する者は、統計局イメージキャラクターを使用した活動等に関する苦情等が発生した場合、自己の責任の下で必要な措置を講ずるものとし、統計局は、使用者に生じる一切の損害について責任を負わないものとする。

(事務の処理)

第8条 この規程に関する事務は、統計情報利用推進課が行う。

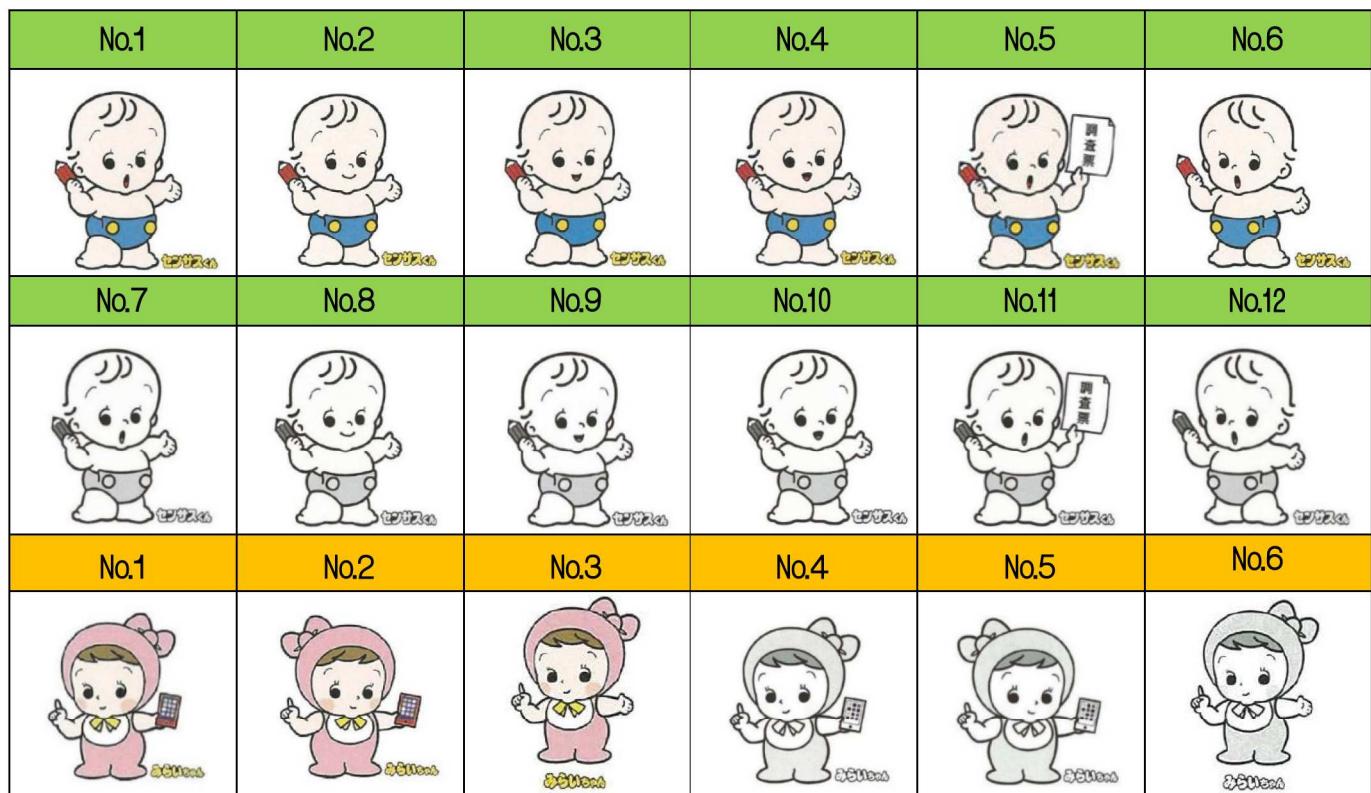
(その他)

第9条 使用基準の解釈その他の疑義の処理等は、統計情報利用推進課が行う。

附 則

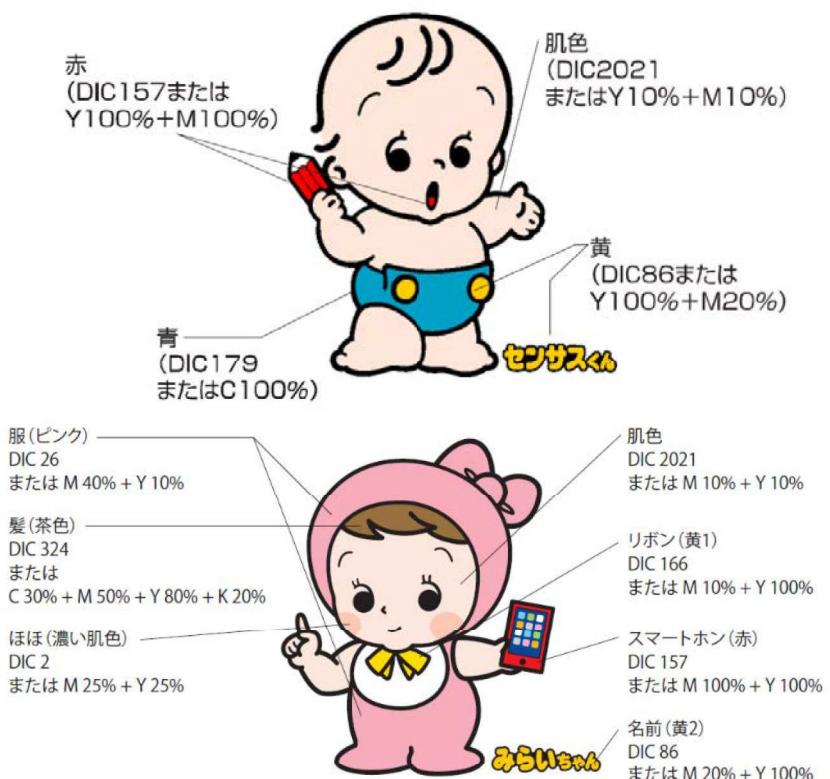
本規程は、令和元年11月11日から施行する。

統計局イメージキャラクター「センサスくん」及び「みらいちゃん」のデザイン（全18パターン）



(商標登録第6132923号から第6132940号まで)

既定色（カラー印刷の場合）



※「センサスくん」及び「みらいちゃん」の輪郭はスミとする。

## 注意事項

- 1 統計局イメージキャラクターを静止画として使用する場合、「センサスくん」は12パターン、「みらいちゃん」は6パターンの全18パターンのいずれかを使用すること。
- 2 統計局イメージキャラクターを動画として使用する場合、全18パターンのいずれかを使用し、動作として手を上下させる及び口を動かす動きを加えることは可能。
- 3 動画の中で、統計局イメージキャラクターを静止画として使用する場合も、全18パターンのいずれかを使用すること。
- 4 統計局イメージキャラクターの動画のキャプチャーにより、新たなデザインの静止画を作成して使用することは不可。
- 5 ぬいぐるみ、着ぐるみなどの立体物は、「センサスくん」及び「みらいちゃん」の名前の部分のロゴを使用しなくてもよい。
- 6 静止画、動画を問わず、次に示す「使用禁止例」を参考に、禁止する変形や改変をせずに使用すること。

## 使用禁止例



既定色以外の色彩を使用すること。



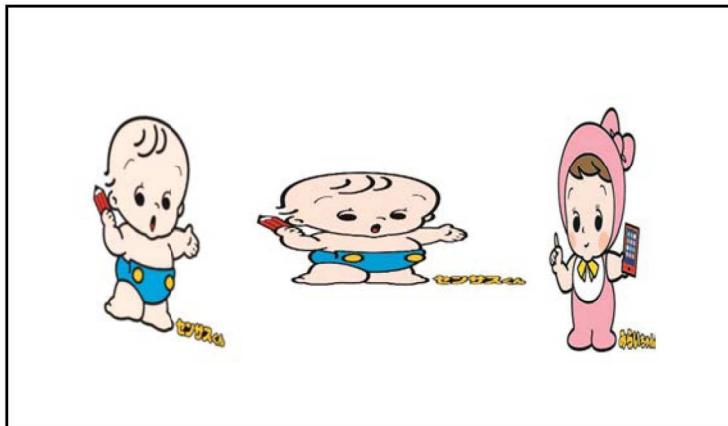
背景に視認性を損なう色・模様を使用すること。



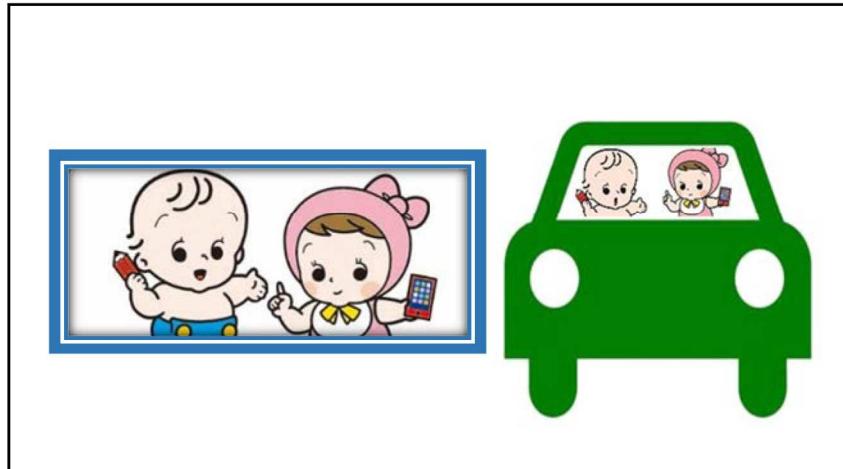
ロゴタイプ（オリジナル書体）以外の書体を使用すること。



構成要素の大きさや位置を変え組み合わせて使用すること。

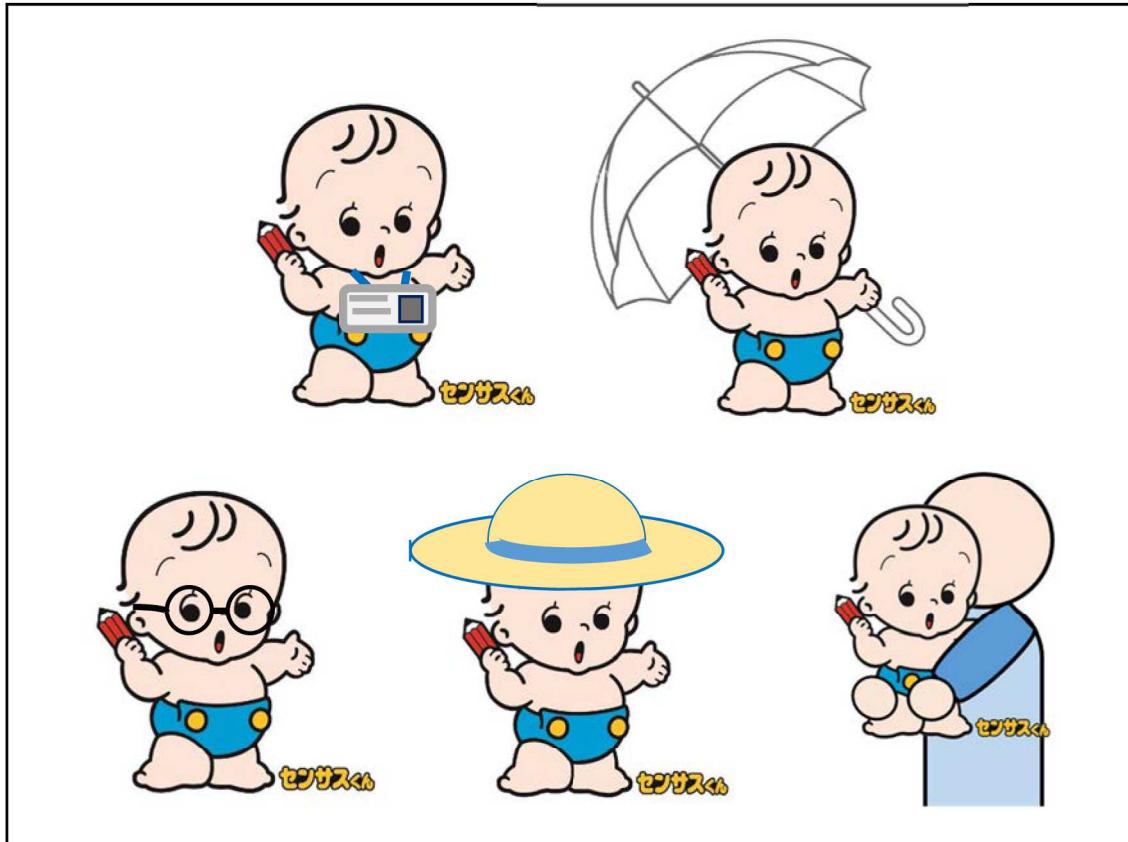


変形（平体、長体、斜体や回転、反転）すること。



上半身のみ等のトリミングをすること。

使用禁止例（続き）



人物・物と重ねること。

統計局イメージキャラクター「センサスくん」及び「みらいちゃん」

<センサスくん>



国勢調査が赤ちゃんからお年寄りまで  
一人の漏れもなく調査しなければならな  
いことから、未来の時代を担う赤ちゃん  
をイメージキャラクターとして平成2年  
国勢調査時に誕生

<みらいちゃん>



オンライン調査の全国展開に際し、オ  
ンラインによる回答を促進するための新  
たなイメージキャラクターとして平成  
27年国勢調査時に誕生